

審 査 決 定 報 告 書

産業消防委員会

令和5年第3回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第86号の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

本案については、9月14、15日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

1 議案第86号 水戸市火災予防条例の一部を改正する条例

本案は、国の基準省令の改正に伴い、急速充電設備や蓄電池設備等に係る基準の見直しを行うものであり、他市の改正状況について、対象火気設備の届出を受けた際の対応について、設置後の維持管理について、罰則規定の有無について、固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を追加する理由について、喫煙所に係る標識の見直し等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「改正内容や火気器具の取扱い等について対象火気設備を使用する事業者への丁寧な説明と周知に努められたい」、「今後、新たな設備等に関する取扱規定の改正がなされる際は、引き続きスピード感を持って対応されたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

記

議案第86号

原案を認める。

上記のとおり報告する。

令和5年9月25日

水戸市議会議長 大 津 亮 一 様

産業消防委員会

委員長 鈴 木 宣 子